

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月10日
【四半期会計期間】	第53期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 後藤 利和
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 後藤 利和
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 東京本部 （東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第3四半期 累計期間	第53期 第3四半期 累計期間	第52期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (千円)	5,916,544	6,155,750	7,582,765
経常利益 (千円)	676,582	723,370	709,807
四半期(当期)純利益 (千円)	811,828	302,671	780,450
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,772,000	1,772,000	1,772,000
発行済株式総数 (株)	8,754,200	8,754,200	8,754,200
純資産額 (千円)	9,363,254	9,538,614	9,343,394
総資産額 (千円)	11,235,027	11,706,696	11,389,497
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	93.71	34.94	90.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	30.00
自己資本比率 (%)	83.3	81.5	82.0

回次	第52期 第3四半期 会計期間	第53期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.57	10.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については重要な関連会社がないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や急激な円安に伴う物価高による消費マインドの落ち込みが見られ、海外景気の下振れリスクによる景気後退懸念も依然として払拭されず、先行きは不透明な状況で推移しております。

このような経済環境のなか、当社は『全社顧客最適で成長へ挑む』を基本方針に掲げ、経営環境の変化に全社一丸となって対応できる組織経営を目指して尽力してまいりました。

管理面におきましても、人材育成制度の充実と採用体制強化に取り組むと共に、コンプライアンス・リスク管理対策の推進に注力してまいりました。

このような取り組みの結果、当第3四半期累計期間の売上高は、61億55百万円（前年同期比4.0%増）となり、営業利益は6億88百万円（前年同期比6.3%増）、経常利益は7億23百万円（前年同期比6.9%増）となりました。

当第3四半期会計期間において、愛知県北名古屋市に所有する名古屋研修センターの土地及び建物等の減損損失（特別損失）2億24百万円を計上致しました。また、税金費用計算において、前年同期は、過年度に計上した減損損失が税務計算上損金算入され、発生する欠損金に対して繰延税金資産を計上したため、税金費用がマイナスとなりましたが、当第3四半期累計期間では前年同期の様な特殊要因がないため、四半期純利益は3億2百万円（前年同期比62.7%減）となりました。

なお、当社が販売しているビジネス手帳（暦年版）が第1四半期会計期間、第2四半期会計期間、第4四半期会計期間に比べ、第3四半期会計期間に販売が集中する傾向があるため、業績に季節的変動があります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (コンサルティング事業)

コンサルティング事業は、成長分野の戦略ドメイン・マネジメント研究会の活動を通じて、「100年先も一番に選ばれる会社」を掲げる「ファーストコールカンパニー」の創造支援により新規顧客の拡大に取り組むと共に、事業承継ワンストップコンサルティングの推進による顧客企業の後継体制づくりや次世代リーダーの育成にも尽力してまいりました。

コンサルティング部門におきましては、経営戦略・事業承継テーマのチームコンサルティング型経営協力の推進・拡大により経営協力契約数が期中平均411契約（前年同期388契約）と順調に増加し、経営協力売上は安定的に推移しております。各種会では、戦略ドメイン・マネジメント研究会が計11テーマとなり、順調に参加者数を伸ばしております。また、教育売上についても、ニーズに沿った提案や企業の能力開発意欲の高まり等から、長期・短期共に伸長していることもあり、コンサルティング部門の売上高は、23億36百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

セミナー部門におきましては、人材育成の需要の高まりから「新入社員教育実践セミナー」や「幹部候補生スクール」の受講者数が伸び、6月から7月にかけて全国10拠点で開催した「ファーストコールカンパニーフォーラム」や「社長教室」及び「後継経営者スクール」等では、社長や後継者などの経営トップの方々に数多くご参加いただけました。また、第3四半期会計期間にて開催の「経営戦略セミナー」は、全国で受講者数2,000名を超える規模のセミナーとなったこと等により、売上高は5億25百万円（前年同期比9.2%増）となりました。

このような結果、コンサルティング事業の売上高は、29億22百万円（前年同期比7.2%増）となり、セグメント利益は7億92百万円（前年同期比19.2%増）となりました。

(ネットワーク事業)

ネットワーク事業は、コンサルティングノウハウを基に金融機関・会計事務所等の提携先の顧客支援を目的とした勉強会(「経営塾」)の拡大を進めると共に、金融機関を中心に階層別教育等(支店長研修・営業研修等)の提案に努めてまいりました。また、顧客視点に立ったコンテンツの充実化や、タブレット端末等を活用した各種のサービスを展開してまいりました。

このような結果、金融機関・会計事務所向けの講演会等や情報提供の売上が堅調に推移していること等により、ネットワーク事業の売上高は、2億85百万円(前年同期比1.6%増)となり、セグメント利益は51百万円(前年同期比16.5%増)となりました。

(セールスプロモーション事業)

セールスプロモーション事業は、トータルプロモーション提案による受注拡大を図ると共に、新規販売チャネルの開拓や仕入開発等、業績基盤の拡大に注力し、収益力の向上に取り組んでまいりました。

セールスプロモーション分野におきましては、B to C企業に対する幼稚園・育児マーケットを中心としたトータルプロモーション支援やプロジェクト型営業による新規顧客開拓・受注等を活発に実施しましたが、当該期間中の大型案件が少なかったことにより、売上は前年同期並みの推移となりました。

マーチャндаイジング分野におきましては、前期からの安定的な受注に加え、中堅・中小企業の販売商材の開発・商品化を中心とした支援を実施したことで、新規顧客開拓・受注が進み、前年同期を上回る売上となりました。

当第3四半期会計期間に販売が集中するブルーダイアリー分野におきましては、多くのお客様に原価コスト上昇分のご負担を受け入れて頂けたことに加え、新規顧客開拓が順調に進んだことにより、前年同期を上回る売上となりました。

このような結果、セールスプロモーション事業の売上高は、29億47百万円(前年同期比1.3%増)となり、セグメント利益は1億35百万円(前年同期比15.4%増)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

当第3四半期会計期間において、愛知県北名古屋市に所有する名古屋研修センターを平成27年11月末を予定とし閉鎖することを決定いたしました。なお、閉鎖後は譲渡する方針であります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,754,200	8,754,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	8,754,200	8,754,200	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日 ~ 平成26年12月31日	-	8,754,200	-	1,772,000	-	2,402,800

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 90,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,648,600	86,486	-
単元未満株式	普通株式 14,800	-	-
発行済株式総数	8,754,200	-	-
総株主の議決権	-	86,486	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社タナベ経営	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号	90,800	-	90,800	1.03
計	-	90,800	-	90,800	1.03

(注)当第3四半期会計期間末現在、自己株式を90,859株所有しております。

2【役員の状況】

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	管理本部長	取締役	管理本部長 兼 管理本部総務部長	松永 匡弘	平成26年10月1日

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,405,471	3,148,235
受取手形及び売掛金	603,902	772,165
有価証券	1,500,447	1,600,040
商品	39,148	44,158
原材料	15,914	13,440
その他	488,121	380,222
貸倒引当金	1,620	1,953
流動資産合計	6,051,386	5,956,310
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	863,074	645,259
土地	1,698,994	1,663,477
その他(純額)	46,178	33,978
有形固定資産合計	2,608,247	2,342,715
無形固定資産		
投資その他の資産	26,443	26,116
投資有価証券	1,335,010	1,548,924
その他	1,368,408	1,832,633
貸倒引当金	-	3
投資その他の資産合計	2,703,419	3,381,554
固定資産合計	5,338,111	5,750,386
資産合計	11,389,497	11,706,696
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	293,996	319,654
未払法人税等	13,498	203,376
賞与引当金	203,200	300,820
その他	973,350	805,305
流動負債合計	1,484,046	1,629,157
固定負債		
退職給付引当金	232,819	184,132
役員退職慰労引当金	329,237	354,792
固定負債合計	562,056	538,925
負債合計	2,046,103	2,168,082

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,772,000	1,772,000
資本剰余金	2,402,847	2,402,847
利益剰余金	5,256,986	5,297,175
自己株式	39,291	39,291
株主資本合計	9,392,542	9,432,732
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,742	105,882
土地再評価差額金	78,890	-
評価・換算差額等合計	49,148	105,882
純資産合計	9,343,394	9,538,614
負債純資産合計	11,389,497	11,706,696

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	5,916,544	6,155,750
売上原価	3,280,096	3,352,823
売上総利益	2,636,447	2,802,926
販売費及び一般管理費	1,988,179	2,114,001
営業利益	648,268	688,925
営業外収益		
受取利息	17,564	15,344
受取配当金	9,049	16,424
その他	4,270	5,308
営業外収益合計	30,884	37,076
営業外費用		
有価証券評価損	1,404	2,408
その他	1,166	223
営業外費用合計	2,570	2,631
経常利益	676,582	723,370
特別損失		
固定資産除売却損	179	240
関係会社株式評価損	10,883	-
減損損失	-	224,496
特別損失合計	11,062	224,736
税引前四半期純利益	665,519	498,633
法人税等	146,308	195,961
四半期純利益	811,828	302,671

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の期首の退職給付引当金が54,532千円減少し、前払年金費用が63,941千円計上されるとともに、利益剰余金が76,309千円増加しております。また、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 千円	519千円

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

当社が販売しているビジネス手帳(暦年版)は第3四半期会計期間に販売が集中する傾向があるため、売上実績は他の四半期会計期間と比べ著しく高くなっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	60,841千円	52,209千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	225,252	26	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	259,900	30	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	コンサルティング 事業	ネットワーク 事業	セールスプロ モーション 事業			
売上高						
外部顧客への 売上高	2,726,549	280,960	2,909,033	5,916,544	-	5,916,544
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	11,002	6,114	346	17,463	17,463	-
計	2,737,552	287,075	2,909,379	5,934,007	17,463	5,916,544
セグメント利益	664,762	44,614	117,376	826,754	178,485	648,268

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	コンサルティング 事業	ネットワーク 事業	セールスプロ モーション 事業			
売上高						
外部顧客への 売上高	2,922,653	285,327	2,947,769	6,155,750	-	6,155,750
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	10,793	5,602	3,212	19,608	19,608	-
計	2,933,446	290,929	2,950,981	6,175,358	19,608	6,155,750
セグメント利益	792,401	51,980	135,428	979,809	290,884	688,925

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「コンサルティング事業」セグメントにおいて、名古屋研修センターの閉鎖決定により土地及び建物等の減損損失を特別損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間において224,496千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	93円71銭	34円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	811,828	302,671
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	811,828	302,671
普通株式の期中平均株式数 (千株)	8,663	8,663

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月10日

株式会社タナベ経営

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田 立雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タナベ経営の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タナベ経営の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。